

## フランスの公的な品質表示制度について（概要）

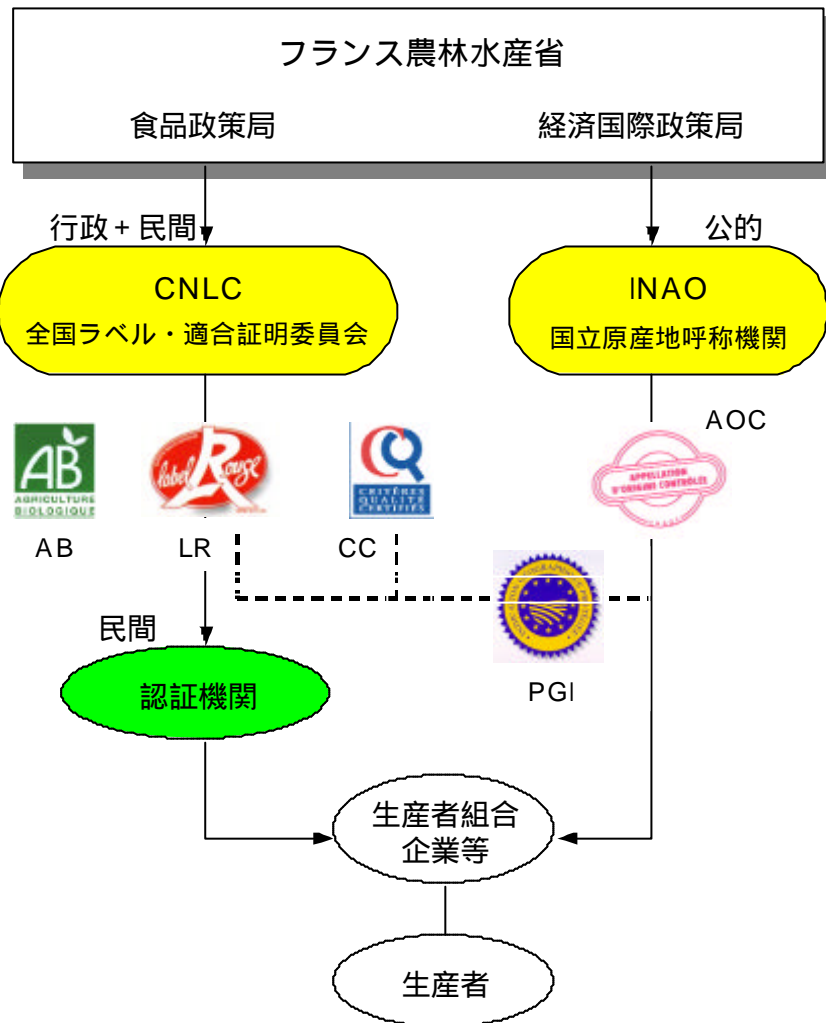
フランスでは、食品について多様な価値観が広く認められており、法的に整備された複数の表示認証制度がこれを支えている。

公的制度としては表－１の制度があり、原産地呼称制度（AOC）と農業ラベル制度（LR）が主なものであり、最も新しい品質適合認証制度（CC）もBSEの発生以降、増加傾向にある。

表－１ フランスにおける品質表示制度

種 類	制定	内 容	主な対象品目
原産地呼称制度 (AOC : Appellation d'Origine Contrôlée)	1919 1935	産地の自然条件と伝統的な生産方法によって生産され、産地の地域特性がある産品を認証	 ワイン、チーズ等
農業ラベル制度 (LR:LabelRouge; ラベルルージュ Label Régional; 地方ラベル)	1960	厳しい基準により生産される、特に品質の高いものを認証 国内共通の赤ラベルと地方版の地方ラベルがある	 食肉等
有機農産物認証制度 (AB:Agriculture Biologique)	1980	有機農法により生産されたものを認証	 農産物、畜産物等
山岳地産認証制度 (Montagne de Produits Alimentaires)	1985	山岳地域で生産されるものを認証	
品質適合認証制度 (又は基準一致証明) (CC:Certifications de Conformité)	1988	生産方法、品質が一定の基準を満たしているものを認証	 食肉、卵、果実等

各制度と組織の関係



## 原産地呼称制度（AOC）

### 制度の概要

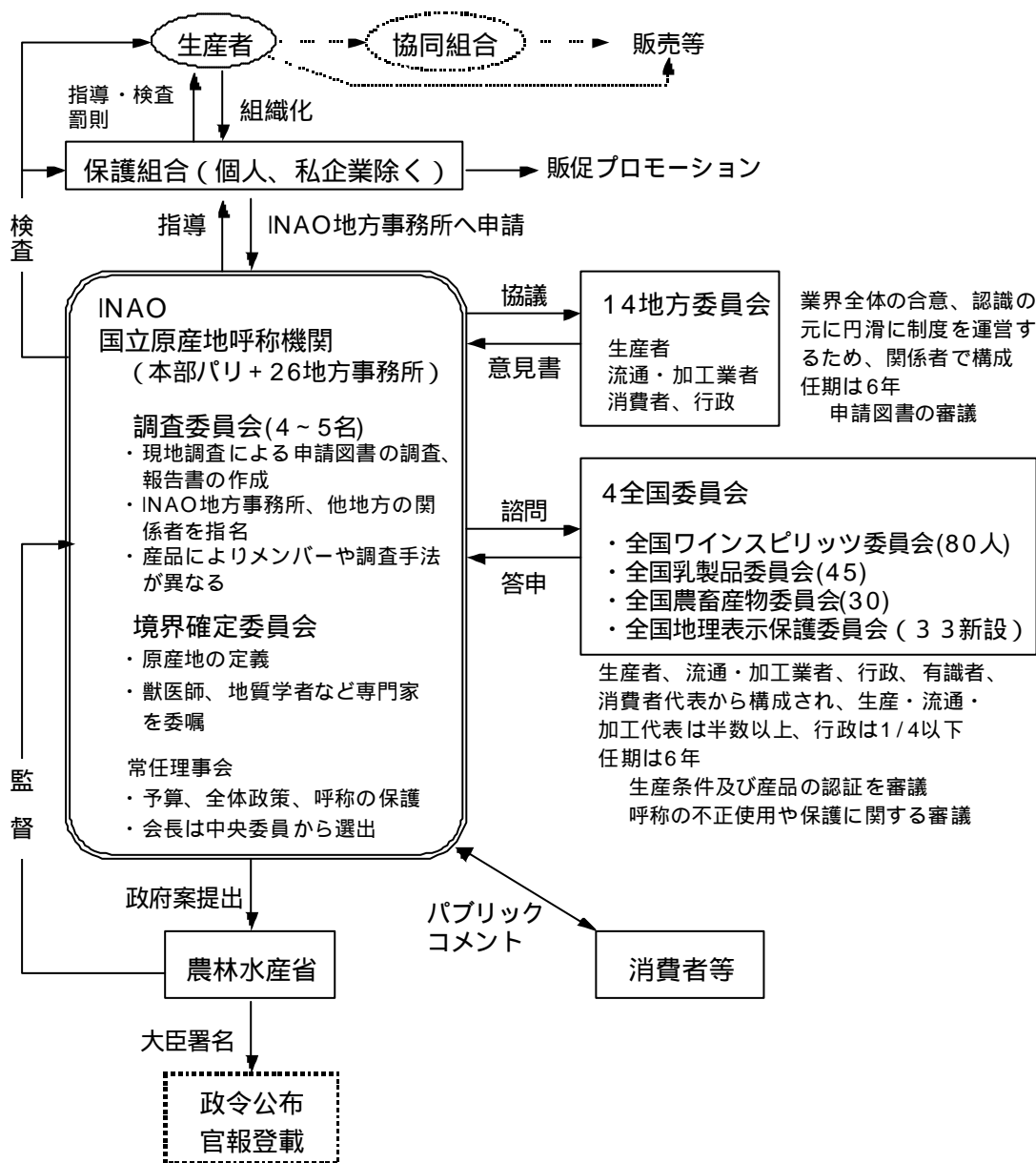
・19世紀後半のぶどう畑の壊滅的被害により産地を偽装したワインが横行したため、伝統的な産地を保護するために生まれた制度。



・生産に関する厳格な条件は呼称毎に政令もしくは判例等によって定められており、原産地（国、地域又は町村の地理的名称）が地域の生産者の集团的権利として統制されており、これによらない産品の原産地呼称の使用を法的に制限している点が大きな特徴。

当該産地で生産されたものであっても、条件に適合しないものは原産地を表示できない

### 制度の仕組み



## 認証手順

- ・ AOCの申請は、個々の生産者は認められず、生産者が組織する呼称保護組合から出される。保護組合は、生産者、加工業者、ネゴシアン（ワイン商）等の生産に関わる関係者が参加するが、これは、生産条件の特殊性に鑑み、地域全体の調和や協力を重視することによる。
- ・ 最初にINAO地方事務所へ申請書が提出され、この中には産物とテロワールの関係を示す技術的、経済的、歴史的、法的資料、独自性や名声などが網羅されている。
- ・ INAOでは、関係業者と協力しながら図書の内容等が検討、修正が行われ、最少要求が満たされた時点で、次に所轄の地方委員会が存在する場合は委員会へ提出される。
- ・ 地方委員会の答申を添え、申請は所轄の全国委員会に提出される。ここで事前審査のため、全国委員会は、関係地方以外の業者、行政、専門家で構成される調査委員会を設置し、調査委員会は現地に出向き、組合や生産者と面談し、技術的、経済的、法的、社会的観点等から、産物の特性、生産エリア、市場評価などとの関連性を考察するほか、外部への科学的分析の依頼や官能検査も同時に行われる。
- ・ この段階で大枠の生産エリアが確定されて調査報告書が作成され、全国委員会に提出される。全国委員会では、産物が原産地呼称の定義に相応するか審議を行い、承認、調査継続、却下の判断を下す。
- ・ 全国委員会がさらに詳細な調査の継続を決定した場合、今度は境界画定委員会が設置され、生産エリアを確定するため、外部専門家（地質学者、獣医師、歴史学者など）による調査が行われる。この調査は、品目によってメンバーや調査方法が当然変わることとなる。特にワインでは厳しい検討作業が続くことが多く、果実や野菜等では地形や気候など限られた条件の調査となるようである。また、最初にある程度広い範囲を指定し、後に狭い範囲について別の呼称を指定することも行われる（ワイン）。
- ・ 最終的な境界画定のため、2ヶ月間のパブリックコメント聴取が行われ、問題がない場合は調査委員会の最終報告をもとに全国委員会が原産地呼称を承認する政令案作成を了承する。政令案は農林水産省に提出され、大臣が署名した後、政令として官報に登載され効力を発揮する。

## 国立原産地呼称機関 INAO

INAOは、国の組織であり、2002年の予算は2兆1960億円と膨大な予算を有している。

財源は国の補助金67%、認証に係る課金（税金）21%、損害賠償金及び利息等10%となっている（2001年）。

なお、生産者への課金は、単位ヘクトリットルやkg当たりで一定率を課金している。

職員数は250人で、パリの本部の他、26に地方事務所を有する。

業務は、原産地呼称の決定に関する申請事務、PGIに関する審査、生産者や保護組合に対する検査、呼称の保護（類似商品や広告等の監視、訴訟、国際交渉）、登録された産地における都市計画の協議、開発行為の監視、環境保全など。